ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域の力を
支える力に

後犬ちゃん

地域の中で
権利擁護支援チームの一員として
ひとりで決めることが心配な人の
意思を尊重し権利を守る支援について
あなたも考えてみてください。

支える力を
地域の力に

ひとりで決めることが心配な人の その人らしい生き方と安心を支える

成年後見制度

せいねんこうけんせいど

あなたのすぐ近くに、
自分らしく暮らせないまま助けを求めづらい人、
権利が侵されていても気づきづらい人がいます。

「団塊の世代」が75歳を迎え、2025年には、超高齢社会に突入すると言われています。身寄りがない、身寄りに頼ることができない、地域社会とのつながりが薄く、孤独・孤立の状態にあるという高齢者も増えています。

あなたの近くに、知的障害や精神障害、認知症などでひとりで決めることが心配な人はいませんか？ 自ら声をあげることができないために、利用できるはずの制度やサービスにつながらない。必要な手続ができない。知らないうちに、送りつけなどの被害にあう。同じ地域に暮らす仲間として、あなたにできることはありませんか？

地域の皆さんがいろいろな支援に参加して、その活動の中で身近にいる困っている人に気づき、声をかける。その人の意思を尊重し、その人らしく暮らせる権利を守る適切な支援につなげていく。**それは、支援が必要な人もまた地域のキープレーヤーとして迎え入れることになり、ひいては地域を「支える」ことになります。**

**権利擁護支援の出発点は、ご本人の好き嫌いや価値観を分かち合うこと。
福祉や介護だけではなく、生活の中で関わる様々な分野の方々が連携し、
ご本人とともに可能性を発見していこうとするプロセスが大切です。**

日本司法支援センター本部常勤弁護士 水島俊彦氏

どのような障害があったとしてもご本人には何らかの思いや希望があります。ご本人をはじめ、様々な分野の方々がそれを探求し、分かち合い、連携することによって新たな可能性が生まれ、それが地域の力になる。信頼できる地域の人たちとともに「こんなこともいっしょにチャレンジしてみよう」とポジティブな連鎖が生まれていく。権利擁護支援の先にあるそんな未来を想像しています。
ご本人の思いや価値観に添った選択肢や意思決定の機会が増えることで、**障害のあるなしにかかわらず、誰もが「自分自身が人生の主人公である」という実感が持てる社会を目指したいですね。**

困っている人を、
権利擁護支援につなげるためには、
地域や福祉、行政、司法などに関わる皆さんが
チームになって支えていく連携力が必要です。

親戚との付き合いもなくて一人暮らしをしていました。お金がなくなって野宿していたこともあり、職場の施設長に成年後見制度の利用をすすめられました。今は社会福祉協議会の皆さんや市民後見人の方、グループホームの職員さんなど、いろいろな方に支えていただき、ホームでの生活も、お金のやりくりも、しっかりできるようになりました。

（知的障害があり成年後見制度を利用されている被保佐人の方）

ひとりで決めることが心配な人の意思や権利を守り 地域社会への参加を促す「権利擁護支援チーム」

身近な親族等や地域の人、保健・福祉・医療の関係者などがチームになって、支援が必要な人を日常的に見守り、その人の意思や価値観を共有して対応する「権利擁護支援チーム」をつくることが、適切な支援を続ける決め手になります。必要に応じて、法律・福祉の専門職や成年後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わります。

権利擁護支援チームのイメージ

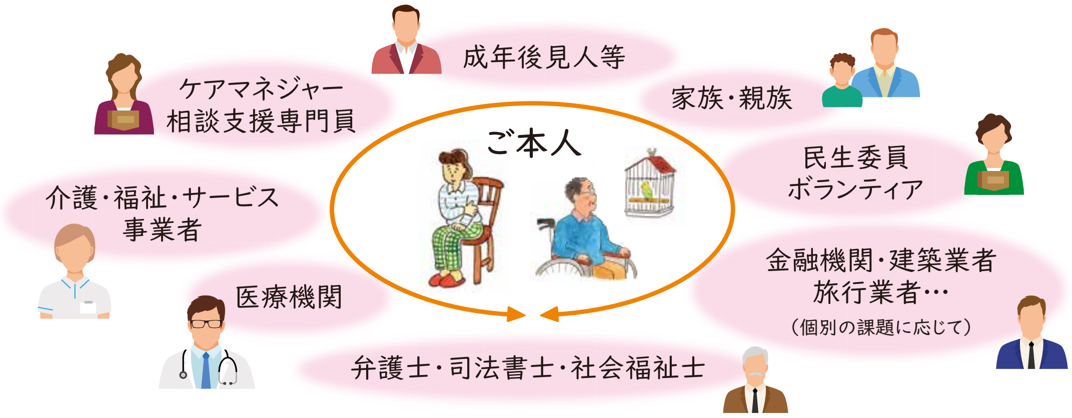

権利擁護支援チームの形成や自立・活動を進めるためには、それを支える地域連携ネットワーク（都道府県や市町村、中核機関、法律・福祉の専門団体などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ）をつくることやその機能を強化していくことも必要です。

成年後見制度は、権利擁護支援の一翼を担っています。
しかし、地域で暮らす皆さんや専門職などの支えがなければ、
成年後見制度は行き詰まってしまいます。

成年後見人になれるのは、例えば…

親族

あなたにとって
身近な頼れる人

市民後見人

専門的な研修を
受けた地域の人

専門職

法律・福祉の専門家
（弁護士、司法書士、
社会福祉士など）

福祉関係の法人など

※誰がなるかは、ご本人の希望や気持ち、体の様子、暮らし方などを確かめて、ご本人に合った人を家庭裁判所が選任します。

障害の重い軽いに関係なく、ひとりの人としてどうしたいのか、何をお手伝いすれば満足して生活できるのか、ということをいつもご本人と話し合っています。
ご本人の気持ちと向き合い、関係者とも情報共有しながら、本当に必要なことや、ご本人の権利を第一に考えて支援できるのが成年後見人等です。自分も育てられていると感じています。

東京都町田市 市民後見人 高橋幸恵さん

制度の仕組を知ってください

成年後見制度には、任意後見、法定後見の2種類があり、
法定後見は、障害や認知症の程度によって、
「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれています。

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	重要な手続・契約の中で ひとりで決めることに 心配がある方	重要な手続・契約などを ひとりで決めることが 心配な方	多くの手続・契約などを ひとりで決めることが むずかしい方
ひとりで決めることが できるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続等の 同意・取消や代理	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理	すべての契約等の 代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 （本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人）		

● 法定後見の3つの類型のうちどれになるのかは、医師による診断書等をふまえて、家庭裁判所が決定します。

※この小冊子では、目指している支援をわかりやすく説明することを重視して3類型を表現しています。
成年後見制度についての正確な説明は、法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html）をご確認ください。

成年後見人等が行うお手伝いは、制度を利用する
ご本人の生き生きとした生活を支えています。
ご本人の力は、地域の力にもなっていきます。

成年後見人等ができること

福祉サービス・介護の手続や
契約のお手伝い

保険料や税金の支払や
お金の出し入れのお手伝い

よくわからずにした
契約のとりけし

定期的な訪問や状況の確認

入院や施設への
入所の手続のお手伝い

書類の確認や施設などへの
改善の申し入れ

喫茶店でケーキを食べるのが大好きなのですが、制度を利用する前は、
会計の時、見たらお財布にお金がないっていうこともありました。
今は保佐人さんがお金の使い方も難しい契約なども一緒に考えてくれるので、
安心してケーキセットを食べられています。
（精神障害があり成年後見制度を利用されている被保佐人の方）

成年後見人等は、ご本人がお金がなくなって困ることのないように、預貯金の出し入れのお手伝いを行います。スーパーやコンビニなどで、普段使う日用品の買い物はご本人が自由にできます。高額な買い物をする時などは、ご本人の意思を尊重しながら、本当に買っても良いのかどうかを、いっしょに考えていきます。

制度（法定後見制度）利用開始までの流れを知ってください

地域の相談窓口へ

相談

相談支援専門員、地域包括支援センター、権利擁護センター、
社会福祉協議会、成年後見センター、市区町村の相談窓口、
成年後見制度に関わっている 社会福祉士・司法書士・弁護士の団体など

家庭裁判所へ

申立て

診断書と必要な書類、手数料等が必要です。
ご本人の状況や状態などを家庭裁判所が確認することがあります。

成年後見人等の決定

制度利用の開始

成年後見人等は家庭裁判所が選びます。
ご本人が希望する人が成年後見人等に選ばれる場合や、
家庭裁判所が専門職等から選ぶ場合があります。

※申立てから利用開始までの期間は、多くの場合、早ければ1～2カ月、長くても4カ月以内くらいです。

成年後見制度の利用を家庭裁判所に
申立てをする際には、手数料等がかかります。

申立て手数料（収入印紙）	登記手数料（収入印紙）	その他
800円～2,400円 ※同時に代理権・同意権付与の申し立てをするかどうかで金額が変わります	2,600円	（連絡用の郵便切手代、鑑定料など）

また、制度の利用が始まると、成年後見人等の仕事に対して報酬を支払います。金額は家庭裁判所が決定します。

成年後見制度の利用を検討する時、制度の利用が必要な人に勧める際に気をつけていただきたい大切なことがあります。

いちど成年後見制度の利用を始めると、途中でやめることはできません。

途中でやめてしまうと、ご本人がしたい生活を守る人がいなくなってしまうからです。制度の利用を検討する際には、「成年後見制度は途中でやめられない」ということをよく考えて、利用について検討してください。

※医師が書いた診断書で、障害や症状の回復が認められ、家庭裁判所で取消が認められるとやめられます。

制度利用開始後、ご本人が思うような支援が受けられなかったり、困ったことが生じた場合は、専門の窓口に相談できます。

成年後見人等は、ご本人の気持ちをしっかり聞いて、ご本人の意思を第一に考えて行動します。しかし、ご本人が思うような支援が受けられなかったり、困ったことが生じた場合は、専門の窓口に相談していただける体制が整っています。

専門の相談窓口

成年後見人等が弁護士などの専門職の場合は、その専門職団体

市区町村や社会福祉協議会、権利擁護センターなどの相談窓口

ご本人がしてほしい支援について、関係者皆さんで検討し、対応していきましょう。

住み慣れた地域で、障害のある人もない人も
誰もが意思や権利を守られて
自分らしい生活を続けることができる。
人と人、人と社会がつながり
いっしょに地域を創っていく。
そんな地域共生社会は、
きっと地域全体を元気にします。

その時、地域の皆さん一人ひとりが主体となって、
権利擁護支援や意思決定支援、日常生活の自立支援など、
様々な支援にかかわり、連携して、
ネットワークを強くできれば
元気の輪はますます広がっていきます。

地域の活力を支える権利擁護支援や成年後見制度について
さらに詳しく知りたい方は、厚労省のポータルサイト
「成年後見はやわかり」をぜひ、ごらんください。
意思決定支援についての冊子もダウンロードできます。

成年後見はやわかり 厚労省